

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいがためくもりの会

3 代表者の氏名

野本 武義

4 主たる事務所の所在地

上越市大潟区犀潟 468 番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対し、グループホームを開設し、その運営を行い、精神疾患による精神障害者の社会復帰及びグループホームでの入居者の日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立及び生活の質の向上を援助するとともに広く精神医療、保健福祉の増進を図ることを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) <u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助事業</u> (2)～(7) (略)	(事業) 第5条 (略) (1)～(6) (略)